

国民健康保険税条例の一部改正等18議案を可決 議案2件(工事請負契約締結について)は否決

6月定例会(6月3日~19日)

六月定例会は六月三日から十九日までの十七日間を会期として開催されました。

議案は、二本松市国民健康保険税条例の一部改正、平成二十年度一般会計補正予算や、東和統合小学校の工事請負契約締結、大平小学校校舎地震補強及び大規模改造主体工事請負契約締結など市長提出議案十八件、議員提出議案二件、請願三件でした。

これらを慎重に審議した結果、「工事請負契約締結について」の四件の内二件について反対・賛成各々の討論があり、採決の結果、賛成少数で否決されました。また「国民健康保険税条例の一部改正及び平成二十年度国民健康保険特別会計補正予算」について反対討論があり、採決の結果賛成多数で可決されました。その他の議案については全議案原案のとおり全会一致で承認・可決されました。

請願については、一件が採択され、二件が不採択になりました。また最終日に、田沢財産区管理委員選任の同意について、人権擁護委員候補者の推薦についてが提出され、全会一致で同意・推薦しました。

今回の定例会に追加提案する予定であった副市長選任の人事案件については提案しないと報告がありました。

Ⅱ 専決処分 Ⅱ

○ 税条例の一部を改正する条例

道路特定財源の関係で成立していなかった地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行うもの。

○ 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部

を改正する政令の施行に伴い改正を行うもの。

○ 市税特別措置条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく福島県北地域の基本計画が財務大臣等の同意を得たこと等による改正。

○ 国民健康保険税条例の一

部を改正する条例

国民健康保険税の算出基礎数値の確定等による、税率等の改正。

○ 在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

安達在宅介護支援センターの位置の変更に伴う改正。

○ 岩代国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

診療報酬の算定方法が定められたこと等に伴う改正

○ 畜産広場条例の一部を改正する条例

安達畜産広場廃止に伴う条例の一部改正。

○ ウッディハウスとうわ条例の一部を改正する条例

指定管理者にウッディハウスとうわの管理を行わせるための改正。



Ⅱ 条例 Ⅱ

○ 監査委員条例の一部を改正する条例

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化比率の審査について制度化するための条例の一部改正。

Ⅱ 補正予算 Ⅱ

○ 一般会計

歳入歳出の総額にそれぞれ五百三十五万七千円を追加し、予算総額二百五十三億三千四百八十四万七千円となりました。

歳出の主なものは、

国保会計繰出金の増額

四千四百七十五千円

国保会計基盤安定繰出金の減額

四千八百四十四万七千円

東和簡易水道事業特別会計繰出金の増額

二百六十万一千円

老朽溜池整備事業の増額

百四十四万三千円

○ 老人保健特別会計

十九年度決算見込みを踏まえ、費用負担の区分精算措置。

Ⅱその他Ⅱ

○東和小学校校舎・屋内運動場新築電気設備工事請負契約締結について

五月二十九日特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札の結果、三友電設・東和電気特定建設工事共同企業体が落札し、仮契約を締結し、その契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議決を行った。

○東和小学校校舎・屋内運動場新築機械設備工事請負契約締結について

五月二十九日特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札の結果、倉島設備・吉田設備特定建設工事共同企業体が落札し、仮契約を締結し、その契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議決を行った。

○人権擁護委員候補者の推薦

鹿又房子さん(西新殿)
井田隆雄さん(茶園)

を適任者と認め推薦しました。

○田沢財産区管理委員の選任

遠藤 和男さん
石井 喜一さん
高橋 昭男さん
三浦 寛さん
門馬 茂さん

の五名を適任者と認め同意しました。

◆否決された議案

○東和小学校校舎・屋内運動場新築主体工事請負契約締結について

五月二十九日特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札を執行した結果、菅野・國分特定建設工事共同企業体が落札し、仮契約を締結し、その契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議決を行った。

○大平小学校校舎地震補強及び大規模改造主体工事請負契約締結について

五月二十九日制限付一般競争入札を執行した結果、國分工業株式会社

落札し、仮契約を締結し、その契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議決を行った。

Ⅱ議員提出議案Ⅱ

○二本松市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

常任委員会の能率的、効率的な運営の向上を図るため、常任委員会の名称の一部及び所管事項を変更するものである。

○ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について

ミニマムアクセス米の輸入を一時中止し、制度の見直しをWTO交渉の場で強力に働きかけることについて政府関係機関に対し意見書を提出するもの。

第三回四月臨時会

第三回四月臨時会が四月二十一日に開催されました。

提出された議案は、市長提出議案六件で、慎重審議の結果、全議案原案とおり承認・可決されました。又追加提案された副市長選任についての同意議案は審議の結果否決されました。

○専決処分の承認(平成十九年度二本松市一般会計補正予算)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五百三十万円を追加し歳入歳出予算総額は、二百六十一億四千百十八万五千円となりました。

○専決処分の承認(平成十九年度国民健康保険特別会計補正予算)

歳入歳出それぞれ三百七十四万円を追加し歳入歳出予算総額は、六十四億六千五百七十二万四千円となりました。直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ六百五十八万七千円を追加し一億三千四百四十四万三千円となりました。

○二本松市手数料条例の一部を改正する条例制定について

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い改正を行うもの。

○損害賠償額の決定について

損害を賠償する相手方に、四十二万二千百十七円賠償することに決定しました。

○工事請負契約締結について

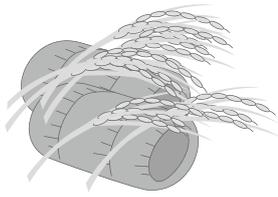
(仮称)市民交流拠点施設新築電気設備工事を大槻電設工業・加藤木電設特定建設工事共同企業体と契約締結することになりました。

○平成二十年度二本松市一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ百四十五万円を追加し、歳入歳出予算の総額は二百五十三億二千九百四十九万円となりました。

○二本松市副市長選任の同意について

副市長に選任同意を求める人事案が賛成少数で不同意となりました。賛否を示す無記名投票にて、賛成七、反対二十、二十七人が投票。



討 論

■議案第90号工事請負契約締結について(東和小学校校舎・屋内運動場新築主体工事)、議案第93号工事請負契約締結について(大平小学校校舎地震補強及び大規模改造主体工事)

中田涼介議員

東和小学校建設は、合併により引継がれた念願の懸案事項。また、大平小耐震補強は、その緊急必要性から、既に国から補正予算がおりている。両事業とも、一刻の事業停滞も許されない情勢にある。この現状を上回る重度の違法性・非社会性を証明しえない限り、事業の緊急性に対し、これを停止する主張を見出せないこと、明白である。反対者による請負業者の入札参加資格に非があると主張は、根拠が希薄であり合理性・妥当性に欠ける。

平塚與志一議員

東和統合小学校建設は、旧東和町の長年の念願でありました。また大平小学校耐震改修工事も、地元大平住民の熱望でありました。今回の入札は、入札実施要綱に基づき適正に行われて、なんら瑕疵はありません。次に落札業者が以前工事遅延があったとの事ですが、調べて見ると10月より工事着工致し3月28日までの完工予定が2月下旬に用地問題解決致し事業者には責任はありません。子供達に良い環境、安心、安全で勉強できる事を願って賛成致します。

野地久夫議員

議案第90号、第93号で契約の業者は2週間以上の工事遅延をしています。市の入札参加資格制限措置要領に基づかない「文書注意」という軽微なものであること、また当該工事の工事成績表が虚偽記載されていること、それらの不明確な責任の所在等の理由により反対するものであります。公的機関の処分は公的措置要領に基づき厳正に行うべきで、入札制限されるべきであります。議会はチェック機関であり、前述した事実を黙認することは出来ません。

■議案第81号二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定、他議案第87号関連について

斎藤広二議員

国民健康保険税率引き上げは、一人当たり16.7%とかつてなかったもので反対ですが、医療費の伸びを低く見積り、国保税の値上げを押えるために、一般会計から初めて6千万円を繰入れ、値上げ巾を押えたことを高く評価します。国保税が高くなり収納率が悪化し、5億7千万円の滞納が出ています。国保税を引き下げる為には、国の国保に対する負担割合を元に戻すことによって、年間6千万円以上の財源が生まれ、引き下げも可能と考えます。

まちづくり調査特別委員会中間報告

平成20年6月定例会

当委員会では、昨年12月定例会での中間報告以後6回の委員会を開催し、市の重要施策、特に市民交流拠点施設整備事業の実施計画、管理運営等について調査を行いました。

市民交流拠点施設は、施設本体工事が発注となり、今後、立体駐車場の工事請負契約が予定され、施設のハード面は整備されます。

これまでも、施設整備の所期の目的を十分に認識し、関係団体はもちろん、広く市民との十分なるコンセンサスを図りながら進められるよう要望してきましたが、施設主体で事業計画が進み、管理運営にあたる関係部課等との連携、調整不足が明らかとなりました。

その後、施設の管理運営の考え方は示されましたが、庁内の内部調整を密に連携を図り、全力で取り組み、施設の管理運営の調整を早急に進めるべきであると考えます。

この市民交流拠点施設が、真に賑わいづくりの拠点となることを望むものであります。

これからの議会運営のあり方を探る

【議会運営委員会】

議会運営委員会では、去る三月二十六日に静岡県沼津市議会を視察してまいりました。

沼津市議会は、早くから議会の活性化に取り組み、平成十八年十一月の地方自治法改正を受け、予算決算の常任委員会化、一人複数委員会所属とするため、いち早く委員会条例の改正を行い、昨年五月の改選より、従前の四常任委員会に、一般会計予算決算、特別会計企業会計予算決算の二つの常任委員会を加えた六つの常任委員会を設置しております。

予算決算委員会の所管については、予算決算議案の審査に限定しており、従前の四常任委員会については、付託議案等の審査のほか、それぞれ所管の調査事項を決め、閉会中の継続調査の議決により、年間を通じた委員会活動も行っております。

これにより、予算決算議案を分割ではなく一括審査できるようになると同時に議会のチェック機能が高まることとなります。

また、平成十六年から「音声認識による会議録作成支援システム」を導入し、本会議、委員会の会議録作成、ホームページでの検索までを行っており、今年度は更に、議会の情報発信として、文字も載せた映像配信を加え運用していく準備を進めておりました。

これからの議会、運営のあり方を考えるうえで参考とすべき点の多い視察でありました。

